

## 静岡県立農林環境専門職大学等における教員研究室 の利用に関するガイドライン

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）が、研究及び教育活動のために設置している教員研究室（附属設備等を含む）を教員に貸与するにあたり、以下のとおり利用に関するガイドラインを定める。

### 第1 利用原則

教員は、教員研究室の利用にあたって、次の事項を守り、責任をもって教員研究室を管理しなければならない。

- (1) 研究及び教育活動以外の目的に利用しないこと
- (2) 他人の研究及び教育活動の妨げとなる行為をしないこと

### 第2 遵守事項

教員は、次の事項を遵守し、防火防災について注意を払い、常に安全な環境維持に努めなければならない。

- (1) 教員研究室内では喫煙しないこと
- (2) 研究及び教育活動で使用するものであっても危険物等は一切持ち込まないこと
- (3) 教員研究室の清掃及び整理整頓を心がけること
- (4) 予め設置している机、書棚などの什器、備品を持ち出さないこと
- (5) 空調や電気プラグなどの設備は丁寧に取り扱い、改造等を加えないこと
- (6) 貸与終了時には、私物、その他持込み品等を除去し、貸与時の原状に回復させること
- (7) 火気（ストーブ、電熱器、その他）の持ち込み、使用は原則禁止とする。
- (8) 鍵は教員が責任をもって管理し、不在時・退出時は、空調等設備の電源オフ、消灯、窓の戸締り、出入口の施錠に留意すること
- (9) 教員研究室の出入口に設置された表示板により、在室・不在を表示すること。
- (10) 教員研究室について、静岡県立農林環境専門職大学等防火管理規程（以下「防火管理規程」という。）第7条に規定する火元責任者として役割を果たすこと
- (11) 「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」に従い、ハラスメント及びそれにつながるような行為は行わないこと

### 第3 安全巡視等

教員は、関連法令及び学内規程に基づき、専門職大学が実施する次の安全巡視等に協力しなければならない。

- (1) 労働安全衛生法とその関連法令に基づき、専門職大学は教員研究室の職場巡視をおこなう

(2) 防火管理規程に基づき、防火管理者は自主点検業務のために、教員研究室に立ち入ることがある

#### 第4 毀損、亡失

教員は、教員研究室（附属設備、備品等を含む）を汚損、毀損もしくは亡失したときは速やかに総務企画課に届け出るものとし、利用者の故意または重大な過失による場合には、専門職大学はその賠償を求めることができる

#### 第5 利用制限

教員がこのガイドラインに違反した場合には、専門職大学は教員研究室の利用を制限することがある。